

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 26 号  
2 0 1 3 年 1 2 月 6 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 河原崎 宏之 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

大阪交番検査車両所における「歯車箱の潤滑油の変更に伴う給油作業」  
に関する申し入れ

大阪交番検査車両所において、歯車箱の潤滑油（EP3080）の製造中止により歯車箱潤滑油（EP3080A）に変更する作業（技術連絡第25-86）が行われている。

さらに潤滑油の変更に伴う作業指示25-21-1訂正版（平成25年11月25日付）が、異種混入を防止するためとして掲出され、異種混入防止に向けて作業内容の徹底がはかられているところである。しかし、作業指示の目的が異種混入防止となっているにも関わらず、作業指示25-21-1訂正版による作業内容では異種混入を発生させてしまう内容となっている。

よって、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 作業指示25-21-1訂正版の「4. 実施内容（2）現行品の給油作業時に、現行品の在庫がない場合は更油を実施し、変更品を給油すること」とあるが、更油時に歯車箱内に残存する現行品の潤滑油はかなりの量になるものとする。会社は交番検査における歯車箱の更油時に、どの程度の潤滑油が残っていると想定しているのか、具体的に明らかにすること。
2. 会社はフラッシング等をせずに変更品への更油を実施するとしているが、現行品潤滑油の残存量程度では現行品と変更品の歯車箱潤滑油の「混入はないもの」と判断しているのか明らかにすること。
3. どの程度の比率で異種の潤滑油が入った場合、混入と判断するのか明らかにすること。
4. 交番検査において、これまで潤滑油が混入した場合に行ってきた対応を明らかにすること。
5. 潤滑油が混入した場合、どのような不具合が起こるのか明らかにすること。

6. 現在、会社内にどこに、どの程度の歯車箱潤滑油（EP3080）の在庫が存在するのか明らかにすること。
7. 作業指示25-21-1訂正版に基づく作業の実施時期を「3. 実施時期 平成25年11月13日(水)Z31編成より 潤滑油の変更が終了するまで」としているが、歯車箱潤滑油（EP3080A）への変更はいつ終了するのか明らかにすること。

以上